



りそな銀行がピーエス三菱<1871>株式の大量保有報告書を提出



ピーエス三菱<1871>について、りそな銀行が11月6日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「信託業務に係る受託資産として保有」によるもの。

報告書によると、りそな銀行のピーエス三菱株式保有比率は、5.13%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2018年10月31日。